

基本方針

当協会は公的な保証機関として地域社会から継続的に信頼を得ていくため、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化と経営の安定を支援するとともに地域経済の発展に努めていく。令和6年度から令和8年度までの3カ年における業務上の基本方針について、以下にあげる事項を主要項目として取り組むこととする。

業務運営方針

1 金融機関との連携した資金繰り支援

金融機関が信用保証に過度に依存せず、積極的に中小企業の事業性評価や適時適切な経営支援を行うような仕組み作りが必要であり、そのためには、これまでも取り組んでいるプロパー融資と保証付融資の適切なリスク分担や、金融機関との更なる連携強化が必要である。こうしたことから、下記の取り組みを一層強化する必要があるものと認識している。

2 政策的保証制度の提案

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあり、新規創業段階や経営改善段階など金融機関がリスクの高い局面で必要十分な資金供給を行っていくためには、信用補完制度を通じた信用供与が重要である。

そのためには、金融機関と密接に連携を図りながら政策的保証制度を積極的に活用していく必要がある。

こうしたことから、下記の取り組みを一層強化する必要があるものと認識している。

3 経営支援の取り組み強化

経営支援については、これまで経済危機や自然災害が発生した際に、各支援機関と連携しつつ企業訪問を起点とするプッシュ型支援を前提に取り組んできた。

また、人口減少や中小企業・小規模事業者の減少といった青森県の抱える課題解決に向け、生業の創出による事業所数の維持・創出を目的とする創業・事業承継支援を積極的に推進してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生や原油・原材料価格高騰等から、多くの中小企業・小規模事業者が影響を受けており、各支援機関との連携の深度を深め、中小企業・小規模事業者の経営改善及び再生を促すと共に、創業・事業承継支援へのより一層の取り組みが必要となる。

このような状況下において、経営支援業務を担える人材の育成に向けた継続的な取り組みや、効果的な経営支援の提供に向け、経営支援業務の効果検証の実施によるブラッシュアップが重要であると認識している。

4 期中管理の徹底

延滞については、これまで金融機関が返済猶予等に柔軟な対応を示し低位で推移していたが、後継者難や経営者の高齢化に伴い、事業継続を断念し「休廃業・解散」となる事業者が依然として増加していることや返済猶予を繰り返している企業の息切れ倒産も増加傾向にある。また、コロナ禍による過剰債務、原材料・エネルギーコストの上昇による収益面の悪化、更には人手不足等によって休廃業を余儀なくされる事業者が出てくることも予想され、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような環境から金融機関や各支援機関等との連携を一層強化し期中管理の徹底に努めていくとともに、延滞管理の徹底と事故の早期把握を継続していく必要があるものと認識している。

5 求償権管理の効率化

求償権を取り巻く環境は、無担保・第三者保証人を付さない債権や、破産等により債務者等と直接交渉が出来ない債権等回収困難な案件が増加し、回収環境は一段と厳しさを増している。このような状況の中、最大限の回収効果を発揮するため管理コストを考慮し、債務者等の実情に即した適切な回収方針の決定及び早期回収に努め、効率性を重視した管理・回収に取り組む必要があると認識している。

6 コンプライアンス態勢等の強化

公的な保証機関として地域社会から継続して信頼を得ていくため、コンプライアンス管理態勢並びに各種リスク管理について一層の強化を図る。

また、公共的使命の観点から、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力等に対しては毅然とした態度で対応すべく組織一丸となり取り組んでいく。

7 組織の更なる活性化

中小企業・小規模事業者に対する金融支援や経営支援等、保証協会に求められている役割は多様化しているほか、自然災害や経済危機が発生した際には、セーフティネットとしての機能を適切に発揮する必要があることから、何より経営基盤となる人材の育成に努めていくとともに、施設面を含めた業務環境の整備、DXの推進による業務の効率化、各種保証制度や経営支援への取り組みなどについて一層の認知度向上を図るための効果的な広報活動に努め、組織の更なる活性化を図っていく。また、現行の基幹システムが2028年12月で保守契約が満了となることから、次期システムに係る検討の実施を行い、スムーズな移行を目指していく。